



## プレスリリース

平成22年1月8日

各 位

株式会社 日本商品清算機構

### 弊社取締役会における決議事項について

本日開催した弊社取締役会において、下記の議案について原案のとおり承認されました。ここにその概要をお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 新規上場にかかる規定等の整備について

現在、上場認可申請が行われている株式会社東京工業品取引所の日経・東工取商品指数市場が新たに開設されることになった場合の当社債務引受対象（指定商品市場）への当該商品市場の追加にかかる規定の整備を内容とする業務方法書及び当該商品市場の追加にかかる清算預託金の額等を改正することとしました。

当該市場の清算預託金の当初預託額は750万円、累積限度額は1500万円です。

なお、指定商品市場の追加にかかる業務方法書の変更については、当該商品市場の開設に係る経済産業大臣の認可が前提となるため、業務方法書の変更認可申請の時期等につき、社長に一任することを併せて決議しております。

##### 2. スパン証拠金をベースとした新証拠金制度導入プランの決定について

わが国商品先物市場の信頼性向上を図るとともに、内外の証拠金制度との統合化を図り、投資家にとっての簡明性と利便性（オプション、スプレッドの活用等）を向上させ、ニューマネーを含めた商品市場の流動性回復に寄与することを目的として、スパン証拠金を導入することとし、「スパン証拠金をベースとした新証拠金制度導入プラン」を決定しました。（別紙参照）

以 上

本件に関するお問合せ先  
株式会社 日本商品清算機構  
(問合せ先 03-5847-7521)

# スパン証拠金をベースとした 新証拠金制度導入プラン

平成22年1月8日

(株)日本商品清算機構



# 目次

---

○ 導入意義と原則	3
○ SPANの概要	4
○ 導入時期等	5
○ 制度・仕組み	6
○ システム	11
○ 新証拠金制度の周知活動等	15
○ 今後の予定	16

- ・ 本資料は、スパン証拠金をベースとする新証拠金制度の概要を取り纏めた資料です。
- ・ 本文中において、「SPAN<sup>®</sup>」を「SPAN」と、「PC-SPAN<sup>®</sup>」を「PC-SPAN」とそれぞれ表記することとします。

# 導入意義と原則

## ■ 意義・目的

新証拠金制度は、金融商品との競争・融合が進む中で、我が国商品先物市場の信頼性の向上を図るとともに、内外の証拠金制度との整合化をはかり、投資家にとっての簡明性と利便性(オプション・スプレッドの活用等)を向上させ、ニューマネーを含めた商品市場の流動性の回復に寄与することを目的とする。

## ■ 原則

- 1) できるだけ簡素で分かりやすい制度とすること。  
内外の実践例と可能な限り整合的にする。(カスタマイズは最小限)  
各取引所について、共通仕様で一斉導入する。
- 2) 制度の導入・運用にかかるコスト、手間ともにできるだけ抑制すること。  
導入のみならず運用面についても、そのコスト、手間を勘案する。
- 3) 可能な限り早期の円滑な導入を目指すこと。  
商取法改正等を踏まえつつ、平成22年度後半の適当な時期に導入する。  
導入期日を出来るだけ早期に決定し、公表する。

# SPANの概要

## ■ SPANとは

SPANとは、CMEが開発したリスク対応の証拠金システムのこと。リスクを求める過程で、売りと買いの間のネットティングだけでなく、以下のようなリスク相殺を幅広く認めている。

- 同一商品の異なる限月間での建玉
- 価格に相関性のある商品間グループ内での建玉
- 先物とオプションの建玉

ポートフォリオ例

ポートフォリオ							
金	1番限		2番限		銀	1番限	
	売	買	売	買		売	買
	5	12	3	0		4	0
ネット・ポジション	-	7	3	-	4	-	
限月ネット・ポジション	-	4	-	-	4	-	
スプレッド数	-	3	-	-	-	-	

用語

- ・ネット・ポジションとは、売建玉と買建玉を相殺した数値をいう。
- ・スプレッドとは、一方の取引の買ポジションと異なる売ポジションの組み合わせをいう。
- ・スプレッド数とは、限月間スプレッド割増額の対象となる限月間スプレッドの数量。

- ① 同一限月の売りと買いの建玉をネットティング  
→金の1番限で、売5枚と買5枚が対象となる。
- ② 同一商品の異なる限月間での建玉をネットティング（対象の建玉が商品内スプレッド割増額に対応）  
→金の1番限の買3枚と、2番限の売3枚が対象となる。  
→①と②で対象外の建玉がスキャンリスク額に対応
- ③ 価格に相関性のある商品間グループ内での建玉をネットティング（対象の建玉が商品間スプレッド割引額に対応）  
→金と銀の限月ネット・ポジションの各4枚が対象となる。

# 導入時期等

---

- 1) 商取法改正、システム対応、導入準備等を踏まえつつ、平成22年度後半の導入を目標とし、他の制度改正、システム対応とできるだけ併せて進める。
- 2) 4取引所一斉導入とし、共通仕様とする。
- 3) 導入する証拠金計算手法は、CMEのSPANに準拠する。
- 4) 緊急証拠金制度も一斉に導入することとし、現実的に実現可能な方法で開始する。
- 5) 取引証拠金規則及び受託契約準則等関連する規則等の変更を行う。
- 6) 制度の具体的内容等については、できるだけ早期に明らかにする。
- 7) システムについては、P.11～を参照

※ 導入当初、清算参加者(商品取引員)がスパン計算によらない単純計算方式(プライス・スキャンレンジ×枚数)を選択する場合、値洗充当可能額や追証等の現行制度やスプレッド割引は適用しない

# 制度・仕組み – ①

## 1) ルール

- ① 新証拠金制度は、JCCH・清算参加者(商品取引員)・委託者間の証拠金計算手法はSPANに準拠することを原則とする。
- ② SPAN証拠金に準拠して算出された額を「証拠金所要額(仮)」、清算参加者(商品取引員)が実際に委託者から建玉の証拠金として預かるものを「委託者証拠金(仮)」、清算参加者(商品取引員)が委託者から預託されている現金及び有価証券等を「預り証拠金」、「預り証拠金」に値洗い損益金を加減したものを「預託額(仮)」とする。
 

※ 清算参加者(商品取引員)がスパン計算によらない単純計算方式(プライス・スキャンレンジ×枚数)を選択する場合は、この計算により算出された額を「証拠金所要額」とする。
- ③ 清算参加者(商品取引員)はJCCHに、個別委託者ごとの証拠金所要額を積み上げた額と、個別委託者ごとの預託額を積み上げた額を報告する。
- ④ 清算参加者(商品取引員)は、委託者証拠金額(証拠金所要額以上)を任意に定めることができる。
- ⑤ 値洗充当可能額、追証等の制度はなくなる。また、証拠金の事前預託は制度としてはなくなるが、清算参加者(商品取引員)が任意に実施することができる。
- ⑥ 値洗益金・損金は実現損益として扱う。{ P.8の④～⑥を参照 }

## 制度・仕組み – ②

---

### 2) 証拠金の計算主体

- ① パラメータ算出と自己分の証拠金所要額は、JCCHが計算主体となり行う。
- ② 委託者の証拠金所要額は、各清算参加者(商品取引員)が計算する。

### 3) 証拠金の預託・返戻

- ① 直接預託の制度は不変のため、清算参加者(商品取引員)は委託者から証拠金として差し入れを受けた額全てをJCCHへ預託する。
- ② 清算参加者は、証拠金所要額確定後、事後的(T+1)に不足額をJCCHへ預託する。
- ③ 上記預託時限を踏まえ、清算参加者(商品取引員)は各委託者から委託者証拠金の預託を受ける。

## 制度・仕組み – ③

### 3) 証拠金の預託・返戻

- ④ 清算参加者(商品取引員)は、毎営業日終了後預り証拠金額から値洗い損金額を減じることにより、証拠金所要額に対し預託額が不足している場合は、その不足する額(委託者証拠金額を定めている場合は、委託者証拠金額に対し預託額が不足した額)を翌営業日正午までの各社の定めた時限までに委託者から差し入れを受ける。
- ⑤ ④の計算を行う場合、値洗い損金に相当する額は委託者から現金で差し入れを受けることを原則とする。
- ⑥ 預り証拠金額に値洗い益金額を加えることにより、証拠金所要額に対し超過する額について、清算参加者(商品取引員)と委託者との取り決めに基づき、委託者は返戻及び建玉ができる。(値洗い益金を返戻及び建玉に利用している場合には、建玉を決済したときの売買益金と調整する。)

※投資可能資金額との関係については別途調整

## 制度・仕組み – ④

### 4) 証拠金額

- ① プライス・スキャンレンジの水準は、現行の証拠金額との相違に配慮するとともにシミュレーションの結果を踏まえて設定し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 導入時におけるリスクカバーレージ率は、95%を有力な選択肢として検討する。

### 5) スプレッド割引

- ① 限月間スプレッドと商品間スプレッドを採用。
- ② 商品間スプレッドは、同一取引所かつ同一市場内での適用に加え、取引所間／市場間のスプレッド取引については、違約対策財源の見直しに関する関係者の合意を前提として、その可能性を追求する。
- ③ 適用対象の商品については、値動きの相関等を踏まえ検討する。

### 6) 証拠金額の見直し

- ① 証拠金額の見直しはパラメータの配布により行い、当面毎月1回とする。
- ② 導入後の状況等を踏まえ、見直し頻度の変更も考慮する。

# 制度・仕組み – ⑤

## ■ 緊急証拠金

### 1) 導入時点における方式

- ① 導入後当分の間は、翌日向けのSPANパラメータの変更によりSPAN証拠金を翌営業日から引き上げ、委託者にも預託を求める方式で運用する方向とする。
- ② 証券業界における緊急証拠金制度は、その導入の可能性、環境整備について引き続き検討を行う。

#### ※ 証券業界の緊急証拠金制度

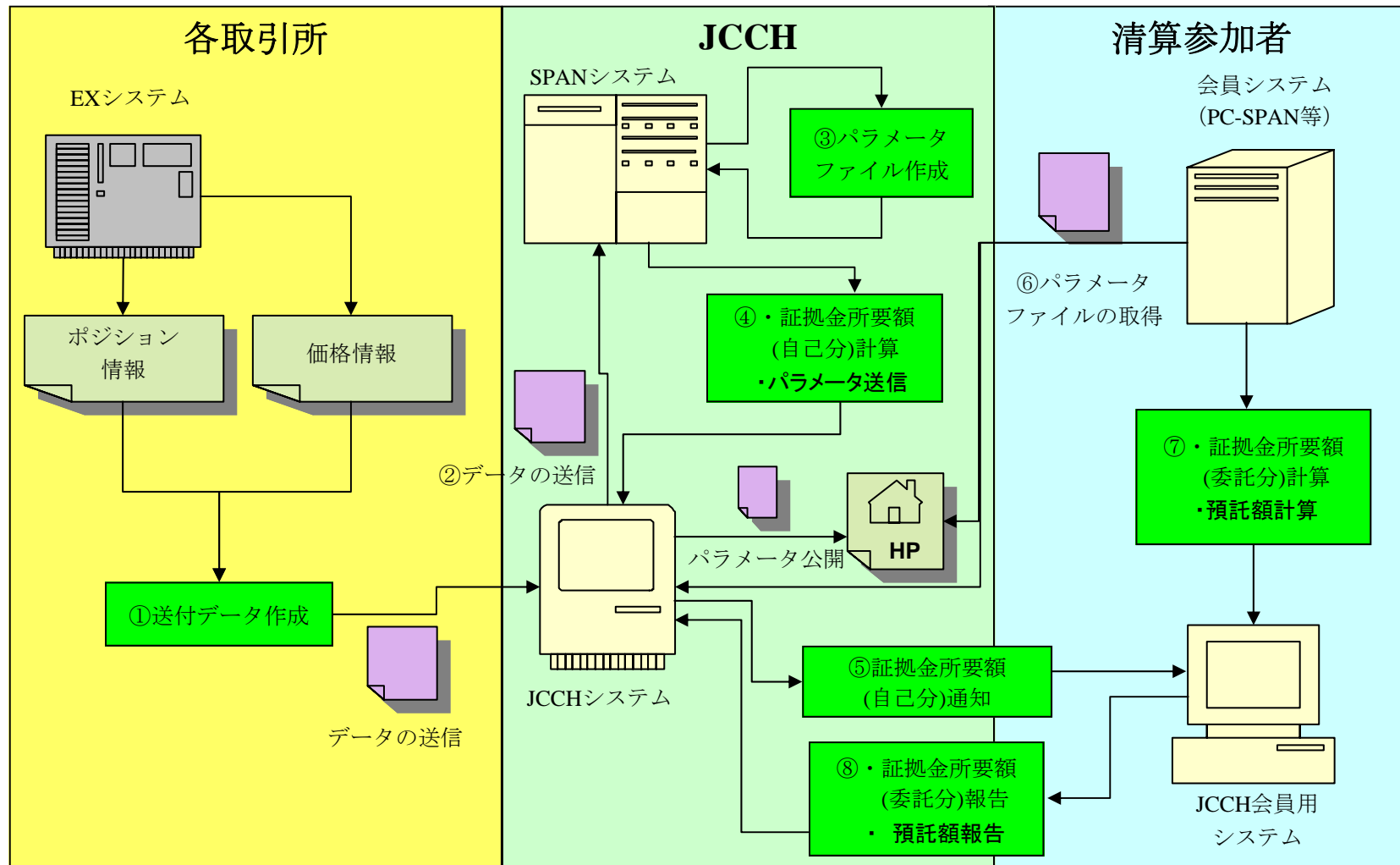
過去一定期間の価格変動を基準に算出するSPAN証拠金において、当該算出で想定した価格変動幅を超えて価格が動いた場合に、不足する担保を補填するために翌営業日に預託する証拠金を、当日中の定められた時限までに徴収する証拠金制度。

### 2) 発動条件と緊急証拠金額の計算方法

- ・SPAN証拠金額の計算基準値を超えた場合に発動するが、詳細についてはシミュレーションを行いつつ、引き続き検討する。

# システム - ①

## ・業務フロー図



注:表中の番号はP.12ページとリンクしています。

## システム – ②

### ・業務フロー

- ① 各取引所は、「ポジション情報」・「価格情報」を抽出後、JCCHシステムへ送信
- ② 各取引所の全てのデータがJCCHシステムに到着後、SPANシステムへ転送
- ③ SPANシステムでデータを受信後、パラメータを作成
- ④ SPANシステムでパラメータと取引所からのデータを元に証拠金所要額(自己分)を計算。計算結果とパラメータをJCCHシステムへ送信
- ⑤ JCCHシステムで計算結果とパラメータを受信後、清算参加者に証拠金所要額(自己分)を通知。パラメータは、JCCHシステムとJCCHのHPで公開
- ⑥ 清算参加者は、JCCHシステム又はJCCHのHP上からパラメータファイルを取得し、自社システムに取り込む
- ⑦ パラメータを取込み後、証拠金所要額(委託分)と預託額を計算
- ⑧ 清算参加者(商品取引員)は、JCCHシステム会員端末より証拠金所要額(委託分)と預託額を報告

# システム – ③

---

## 1) JCCH

### ・対応

- ① パラメータの算出と自己分の証拠金所要額の計算。
- ② SPAN証拠金計算パッケージの選定と対応。
- ③ 緊急証拠金制度対応。
- ④ 清算参加者(商品取引員)が自社システムにSPANシステムを作りこむための「SPANシステム仕様書(仮称)」の配布の検討。

## 2) 取引所

### ・取引所における対応

- ① SPAN証拠金計算で必要となるデータ提出。
- ② 緊急証拠金制度対応。

### ・JCCHの対応

- ① 必要なデータの種類やフォーマット等を明示し対応を依頼。

※その他の業務(場勘定計算等)は現状どおり。

## システム – ④

---

### 3) 清算参加者(商品取引員)

・清算参加者(商品取引員)における対応

- ① SPAN証拠金に準拠して、個別委託者ごとの証拠金所要額の計算対応。
- ② 個別委託者ごとに計算した証拠金所要額を積上げた額の計算及びJCCHへの報告対応。
- ③ 委託者証拠金に値洗い益金を加え、証拠金所要額と比べ委託者証拠金額が超過した場合の返金及び建玉対応。(対応する商品取引員)
- ④ 委託者証拠金から値洗い損金を減じ、証拠金所要額と比べ委託者証拠金額が不足した場合の預託対応。
- ⑤ 緊急証拠金制度対応。

・JCCHの対応

- ① 必要なシステムの対応箇所等を明示し対応を依頼。
- ② PC-SPAN日本語マニュアル等の作成・配布を検討。

# 新証拠金制度の周知活動等

## ■ 主務省との調整項目

- ① 現行の両建規制とスプレッド取引の整理
- ② 新証拠金制度導入後の説明義務と範囲は他業界の実践例を参考に  
にする
- ③ 値洗を実現損益とする対応（投資可能資金額、法定帳簿記載項目  
等）

## ■ 新証拠金制度の説明資料の作成

- ① 受託契約準則、証拠金規則、関係省令等の改正の方向性・概略に  
ついては、当該規則等を管轄する関係者が協力し作成する。

## ■ 周知活動

- ① 委託者向け及び外務員向けの新証拠金制度の手引きの作成。
- ② スプレッド取引やオプション取引の推進のためのガイドブックの作成  
について振興協会、取引所等関係機関と共同で検討する。

# 今後の予定

---

平成22年1月～3月頃

- ・本プランの清算参加者への説明
- ・新証拠金制度要綱作成
- ・システム対応要綱作成(要件定義等)
- ・主務省との調整(スプレッド等調整事項、法定帳簿)

平成22年4月～6月頃

- ・証拠金規則及び受託契約準則の変更内容提示
- ・法令等改正案(法定帳簿、ガイドライン等を含む)
- ・パンフレット、ガイドブック、HP等啓発関係資料作成、説明
- ・システム改修、整備

平成22年7月～

- ・啓発普及活動の展開
- ・システム改修、整備、テスト

平成22年度後半

- ・新証拠金制度導入